

東成区マスコットキャラクター「うりちゃん」着ぐるみ使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市東成区（以下「当区」という）が管理する東成区マスコットキャラクター「うりちゃん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用申込み）

第2条 着ぐるみの使用を希望する者は、予め「東成区マスコットキャラクター「うりちゃん」着ぐるみ使用申込書」（様式第1号）により、使用を東成区長（以下「区長」という。）あて申し込まなければならない。

2 前項の申込みは、使用開始希望日の3か月前から先着順にて受け付ける。

（使用承諾）

第3条 区長は、前条の規定に基づく申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾することができる。また、使用承諾後、各号のいずれかに該当することが確認された場合、使用承諾を取消すものとする。

- （1）収益事業の目的のために利用されるとき又は営利目的での商品や物品等の販売、営利目的でのサービスの利用促進を図るために利用されるおそれがあるとき。
- （2）法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （3）暴力団及び暴力団密接関係者、その他これに類する団体に利用されるおそれがあるとき。
- （4）特定の政治活動又は宗教活動等に利用されるおそれがあるとき。
- （5）特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- （6）当区又はマスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- （7）正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- （8）使用希望日に他の者が使用するとき。
- （9）前各号に掲げる場合のほか、区長が不適当と認めるとき。

（貸出等）

第4条 前条の承諾を受け、着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、当区と予め引き取り日時について調整し、東成区役所（大阪市東成区大今里西2丁目8番4号）又は当区が指定した場所に来所して借り受けるものとする。返却についても同様とする。

- （1）貸出期間は原則として引き取り日及び返却日を含めて1週間以内とす

る。

- (2) 引き取り及び返却日時は原則として土日祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く 9 時～17 時 30 分までの間とする。

（使用上の遵守事項）

第 5 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当区又はキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 「東成区マスコットキャラクター着ぐるみ使用申込書」（様式第 1 号）に記入し、承諾を受けた用途のみに使用すること。
- (3) 引き取りから返却までの運搬、保管についての経費負担及び手段の確保は使用者が行い、汚損、破損、紛失を避けるべく責任をもって取扱うこと。
- (4) 使用にあたっては丁寧に扱うこととし、使用後は使用者の責任と負担により除菌・消臭処理を行うこと。また、着ぐるみの使用中に破損や汚損等があった場合は、直ちに使用を中止するとともに、当区の担当者へ連絡のうえ、使用者の責任と負担により、速やかに修理やクリーニング等の必要な措置をとること。
- (5) 着ぐるみを借り受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。
- (6) 別紙「東成区マスコットキャラクター「うりちゃん」着ぐるみ使用に関する注意事項」を遵守すること。

（使用料）

第 6 条 使用料については、無償とする。

（免責）

第 7 条 使用者には予め、次の事項について了承のうえ貸し出すこととする。

- (1) 着ぐるみの使用が取り消されたことにより使用者に損害が生じても、当区はその責めを負わない。
- (2) 着ぐるみの使用に起因する事故等により使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対して、当区はその責めを負わない。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 10 日から施行する。